

『玉掛け技能講習』のご案内

玉掛け作業は、使用するクレーン、移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重又は揚貨装置の制限荷重に応じて法令で定める資格を有する者でなければ当該業務を行ってはならないと定められています。つり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上のクレーン等を使用する玉掛け作業に従事するためには、玉掛け技能講習を修了した資格を持っていることが必要です。

当協会では、玉掛け作業における労働災害防止を図るため、当該作業の基本的な知識・技能を身につけて頂くことを目的に下記のとおり講習会を開催致します。

1. 実施日

回	日 程	回	日 程
第1回	2020年 5月 7日～ 9日(木～土)	第5回	2021年 3月15日～17日(月～水)
第2回	2020年 7月13日～15日(月～水)		
第3回	2020年 9月23日～25日(水～金)		
第4回	2020年11月 9日～11日(月～水)		

2. 会場

福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場（北九州市戸畑区中原46-1）

3. 講習内容

	科 目	時 間	
1日目	クレーン等に関する知識	1時間	8:45～
	クレーン等の玉掛けの方法	4時間	
	関係法令	1時間	
2日目	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3時間	8:30～
	クレーン等の玉掛けの方法	3時間	
3日目	クレーン等の運転のための合図	1時間	8:00～
	クレーン等の玉掛け	6時間	

※上記内容のほかに、2日目に学科試験、3日目に実技試験があります。

4. 受講料・テキスト代（消費税10%を含む）及びお支払方法

（単位：円）

受講区分		講習時間	受講料	テキスト代	合 計
A	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者。床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	1 5 時間	税込み 19,250 （税抜き 17,500）	税込み 1,650 （税抜き 1,500）	税込み 20,900 （税抜き 19,000）
B	クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置で、つり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	1 6 時間	税込み 20,900 （税抜き 19,000）		税込み 22,550 （税抜き 20,500）
C	上記以外（全科目受講）の方	1 9 時間	税込み 23,100 （税抜き 21,000）		税込み 24,750 （税抜き 22,500）

◎受講料のお支払い方法

受講料は、開講日の一週間前までに振込み又は事務局までご持参ください。

振込先：西日本シティ銀行 黒崎支店

名 義：公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 八幡支部

口 座：普通 番号 2194576

※振込先をお間違えないよう宜しくお願い致します。

※振込手数料は、貴方でご負担をお願いします。

※一度納金された受講料は返金できません。

5. 免除科目

上記、受講区分A（受講時間15時間）の免除科目は、

「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」3時間、

「クレーン等の運転のための合図」1時間となります。

上記、受講区分B（受講時間16時間）の免除科目は、

「クレーン等の玉掛けの方法」の一部、「クレーン等の玉掛け」の一部となります。

6. 受講資格：年齢 満18歳以上

7. 申込み方法

- ①受講申込み前に講習会の空き状況を事務局までお問い合わせください。
- ②技能講習申込書に必要事項を記入後、記入内容確認の為、本人確認書類の写し（表・裏）と一緒にFAXしてください。受講の一部免除を受ける方は、免除要件の資格証の写し（表・裏）を、実務経験については、別紙「玉掛け実務経験証明」も一緒にFAXしてください。追って、事務局からご連絡いたします。

- ③その後、技能講習申込書原本、証明写真、本人確認書類の写し（表・裏）、受講の一部免除を受ける方は、免除要件の資格証の写し（表・裏）を、実務経験については、別紙「玉掛け実務経験証明」原本を持参、又は郵送にて提出してください。

※本人確認書類の写しとして住民票を添付するときは、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものに限りです。

※技能講習申込書及び玉掛け実務経験証明様式は、八幡労働基準協会ホームページに掲載しています。

※申込書に貼付する写真は、修了証に使用します。証明写真の規格に合ったものを提出してください。（基本的に無地の背景、肩から上の顔写真で顔全体が見えるものとし、背景に影のあるもの、頭が切れているもの、画像が不鮮明なものは使用できません。また、個人で撮影したデジカメ画像をコピー用紙に印刷したものは使用できません。写真店もしくは街頭の証明写真撮影機で撮影した写真を使用ください。）

※受講申込み後の取り消しはできません。（一定条件の下での次回繰越、受講者の変更は可能ですので、詳しくは事務局にお問い合わせください。）

8. その他

- ◎受講票は、申込受付が完了後、FAXにてお送りします。
- ◎遅刻、早退が発生した場合は、いかなる理由でもその時点で受講できません。
- ◎受講免除資格をお持ちの方は、講習申込時に必ず免除申請して下さい。
- ◎修了証は、申込担当者又は修了者へ郵送でお送りします。

9. お問い合わせ・申込書送付先

事務局：八幡労働基準協会

住 所：〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16

ミドリ安全北九州(株)2階

TEL：093-661-5288

FAX：093-661-5299